

日高市地域防災計画の修正予定について

I 概要

現行の日高市地域防災計画（令和5年3月修正）について、国・県では、北海道・三陸沖後発地震注意情報や令和6年能登半島地震での教訓などの内容を盛り込んだ、防災基本計画及び埼玉県地域防災計画の修正が行われています。これらにより、新たに日高市地域防災計画に盛り込むべき課題や対策が生じているので、国・県を踏まえた計画の修正を進めます。

また、現行の市地域防災計画中には、受援体制に関する内容の一部が記載されています。必要な内容を定め、運用時や更新時の機動性を図るため、市地域防災計画の修正に際しては、受援体制に関する内容は独立して策定することを進めます。

(1) 地震に関する情報の追加

- ・北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

(2) 令和6年能登半島地震の教訓

- ・避難所環境の改善
- ・避難所外避難者対策の強化

(3) 埼玉県が推進する取組の反映

- ・ジェンダー視点を踏まえた避難所の開設・運営

(4) 新しい防災気象情報（令和8年度出水期から運用開始）への対応

(5) その他

- ・土砂災害危険箇所に関する取扱い変更
- ・掲載法令等の改正反映、締結済み防災協定の追加、市内小・中学校の再編に伴う施設情報の修正

2 修正が考えられるもの（例）

現行計画から修正が考えられるものの例としては別紙のとおりです（いずれも案）。

3 今後の予定

令和8年度	日高市地域防災計画修正業務
令和9年1月	市民コメント
3月	日高市防災会議で修正計画の策定

構成		修正内容の例
第1章 施策ごとの 具体的計画	第9節 避難対策	<予防・事前対策> ⑤ 指定避難所における生活環境の確保（p153） 「指定避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。</u>」 ⑧ 避難所管理・運営マニュアルの作成（p154） 「市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「<u>避難所の運営に関する指針</u>」及び「<u>ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き</u>」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。」 <応急対策> イ 避難所の管理運営（p160） 「④指定避難所の状況に応じて仮設トイレやマンホールトイレ等を設置管理する。<u>特に、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u>その確保が困難な場合、県へあっせんを依頼する。なお、避難所の衛生状態を保つため、清掃、し尿処理等についても、必要な措置を講じるものとする。」 ウ 避難所外避難者対策（p163） 「市は、<u>やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊</u> <u>避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> 自宅が倒壊・焼失せず無事であり、在宅避難している市民や、止むを得ず車中に避難している市民に対して、避難所を中心とし、食料や救援物資の配給や情報提供等、避難所滞在者に準じた支援を行う。また、在宅避難者に対してこのような支援を実施していることを防災行政無線や広報車を用いて周知するとともに、自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者の把握に努める。 避難所等に避難している市民に対しても、自宅が倒壊・焼失せずに最低限の生活ができる場合は、可能な限り自宅での避難生活を呼びかける。なお、在宅避難は、応急危険度判定が実施されている建物を対象とすることを原則とする。

構成		修正内容の例
		特に車中泊避難者については、 <u>車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとし、医師や保健師などが定期的に巡回するなど、エコノミー症候群の予防に努める。」</u>
	第14節 市民生活の早期再建	<応急対策> イ 避難所における動物の適正な飼養（p217） 「市は、<u>指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。」
第3章 南海トラフ 地震臨時情 報発表に伴 う対応措置	—	—
第4章 <u>北海道・三 陸沖後発地 震注意情報 発表に伴う 対応措置</u>	<u>第1 基本方針</u> <u>第2 実施計画</u>	・新章として追加 ・関係機関への伝達、市民、企業等へのよびかけ 等
第5章 火山噴火降 灰対策	—	—
第6章 最悪事態 （シビアコ ンディショ ン）への対 応	—	—

第3編 風水害対策編

構成		修正内容の例
全体		・新しい防災気象情報への対応
第1章 施策ごとの 具体的な計画	第2節 災害に強いまちづくり の推進	(p277) ・「土石流危険渓流」・「地すべり危険箇所」・「急 傾斜地崩壊危険箇所」の記載の削除

第4編 複合災害対策編

第5編 広域応援編

第6編 事故災害対策編

資料編

構成		修正内容の例
全体		・掲載している法令、例規等の改正反映 ・防災協定の追加 ・市内小・中学校の再編に伴う修正